

こうとう家事・育児サポート事業について

1 目的

子育て家庭への家事・育児サポートの対象及び利用上限時間数を拡大することで、3歳未満の子を養育する保護者の身体的・精神的負担を軽減し、産後うつや虐待の未然防止等を図り、安心して子育てができる環境を整備する。

2 事業内容

これまで、単胎児家庭への支援は3歳未満の子を養育する家庭を対象としていたが、令和8年8月より妊婦を対象に追加するとともに、利用上限時間数を拡大する。

	従 来	単胎児家庭訪問支援（0～2歳）	多胎児（双子や三つ子など）家庭訪問支援
	令和8年8月～	↓	※変更なし
(1)	主な支援内容	①日常的な簡単な家事支援（調理・掃除・買い物・洗濯等） ②育児支援（授乳の見守り・沐浴等） ③外出時の同行支援 ④子育て全般に関する情報提供・相談支援等	
(2)	年間利用上限時間 ※	世帯当たり ① 第1子世帯 20時間～60時間 ② 多子世帯 20時間～180時間 ↓ 妊婦・こども一人当たり 30時間～90時間	120時間～240時間
(3)	利用料金	1時間あたり500円	
(4)	利用までの流れ	①区へ利用申請→②利用決定→③家事・育児サポートの利用申し込み（事業者ホームページ等で申し込み）	
(5)	申請方法	電子・窓口・郵送	
(6)	事業開始	① ひとり親 令和5年8月1日より ② 単胎児 令和6年8月1日より ③ 妊婦追加 令和8年8月1日より	令和2年12月より

※年間利用上限時間は、対象のこどもや兄・姉の年齢等の状況により異なる

3 スケジュール

令和8年7月1日 利用申請受付開始

令和8年8月1日 妊婦訪問支援開始・利用上限時間拡大

4 周知

区報（7月1日号）、SNS、ホームページ等で周知する。